

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月18日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第41号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前												
（<u>地方税共同機構</u>に行わせる収納に関する事務に係る歳入等） 第112条 <u>法第243条の2の7第2項の規定により知事が定める歳入等は、その性質上その収納に関する事務を地方税共同機構に行わせることが適当でないものとして法令で定めるもの以外の全ての歳入及び歳入歳出外現金とする。</u> （歳入歳出外現金の納入通知） 第180条 歳入歳出外現金等受払通知者は、歳入歳出外現金を、歳入歳出外現金等納付書により納付を受ける場合及び歳出の支出に係る支払の際に控除して徴収する場合を除き、必要がある場合は、歳入歳出外現金を納付すべき者に対し、納入通知書を送付して指定金融機関等<u>又は地方税共同機構</u>に納付させることができる。 （賠償責任を負うべき職員） 第212条 <u>法第243条の2の9第1項後段</u>の規則で指定する職員は、次に掲げる行為をする権限に属する事務を専決し、又は代決することができる職（主査及び主任を除く。）にある者及び第5号の監督又は検査を命じられた者とする。 （1）～（5） （略） （違反行為等による損害の報告） 第214条 部局長は、<u>法第243条の2の9第1項</u>に規定する職員が法令の規定に違反して同項各号に掲げる行為をしたこと又は怠ったことにより県に損害を与えたと認めるときは、直ちにその詳細を総務部長に報告しなければならない。 別表第12（第179条関係） 1 受入通知の特例 <table><tr><th>受入れの事由</th><th>受入通知</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>2 （略）</td><td>歳入歳出外現金の納入通知書又は現金払込書により、当該現金が指定金融機関等<u>又は地方税共同機構</u>に納付されたとき。</td></tr></table>	受入れの事由	受入通知	（略）		2 （略）	歳入歳出外現金の納入通知書又は現金払込書により、当該現金が指定金融機関等 <u>又は地方税共同機構</u> に納付されたとき。	第112条 <u>削除</u> （歳入歳出外現金の納入通知） 第180条 歳入歳出外現金等受払通知者は、歳入歳出外現金を、歳入歳出外現金等納付書により納付を受ける場合及び歳出の支出に係る支払の際に控除して徴収する場合を除き、必要がある場合は、歳入歳出外現金を納付すべき者に対し、納入通知書を送付して指定金融機関等に<u>直接</u>納付させることができる。 （賠償責任を負うべき職員） 第212条 <u>法第243条の2の8第1項後段</u>の規則で指定する職員は、次に掲げる行為をする権限に属する事務を専決し、又は代決することができる職（主査及び主任を除く。）にある者及び第5号の監督又は検査を命じられた者とする。 （1）～（5） （略） （違反行為等による損害の報告） 第214条 部局長は、<u>法第243条の2の8第1項</u>に規定する職員が法令の規定に違反して同項各号に掲げる行為をしたこと又は怠ったことにより県に損害を与えたと認めるときは、直ちにその詳細を総務部長に報告しなければならない。 別表第12（第179条関係） 1 受入通知の特例 <table><tr><th>受入れの事由</th><th>受入通知</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>2 （略）</td><td>歳入歳出外現金の納入通知書又は現金払込書により、当該現金が指定金融機関等に納付されたとき。</td></tr></table>	受入れの事由	受入通知	（略）		2 （略）	歳入歳出外現金の納入通知書又は現金払込書により、当該現金が指定金融機関等に納付されたとき。
受入れの事由	受入通知												
（略）													
2 （略）	歳入歳出外現金の納入通知書又は現金払込書により、当該現金が指定金融機関等 <u>又は地方税共同機構</u> に納付されたとき。												
受入れの事由	受入通知												
（略）													
2 （略）	歳入歳出外現金の納入通知書又は現金払込書により、当該現金が指定金融機関等に納付されたとき。												

(略)	(略)
2 (略)	2 (略)

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。